

島田市スポーツ・文化合宿補助金交付要綱

平成21年3月31日

告示第64号

(趣旨)

第1条 市長は、スポーツ又は文化に関する活動を行う団体が実施する合宿の誘致を促進することにより、市民の間に広くスポーツ及び文化についての関心を深めるとともに、多様な交流の機会の増大による地域の活性化を図るため、市内において合宿を実施する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象団体等)

第2条 補助の対象となる団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市外に所在する高等学校、大学又は高等専門学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、大学又は高等専門学校をいう。）の生徒又は学生及び指導者で組織するスポーツ又は文化に関する活動を行う団体であって、当該生徒又は学生の就学する学校の定めるところによりその設立を認められているもの
- (2) 企業が設立するスポーツ又は文化に関する活動を行う団体（当該活動を業として行うものを除く。）であって、市外に当該活動の本拠を有するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、合宿の実施が市のスポーツ又は文化の振興に貢献するものであると市長が認める団体

2 補助の対象となる合宿は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 合宿の目的が、当該団体が行うスポーツ又は文化に関する活動に関するものであること。
- (2) 合宿の実施に際し、市におけるスポーツ又は文化の振興に資する活動として次に掲げる活動のいずれかが実施されるものであること。
 - ア 練習の公開、市内の学校への訪問その他の市民との交流に関する活動
 - イ 講習会又は講演会の開催その他のスポーツ又は文化に関する技術の指導に関する活動
 - ウ 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める活動

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、前条第2項に規定する合宿（以下「合宿」という。）に要する経費のうち、次の各号に掲げる団体の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

- (1) 前条第1項第1号に掲げる団体のうち、次号に掲げるもの以外のもの 宿泊費
- (2) 前条第1項第1号に掲げる団体のうち、当該団体が実施する合宿に伴う旅行のために市内において宿泊する夜数が3以上であるもの 宿泊費及び航空運賃
- (3) 前条第1項第2号に掲げる団体のうち、当該団体が実施する合宿に伴う旅行のために市内において宿泊する夜数が3以上であるもの 航空運賃
- (4) 前条第1項第3号に掲げる団体 宿泊費及び航空運賃のうち、市長が適当と認

めるもの

- 2 前項第1号、第2号及び第4号の「宿泊費」とは、同項第1号、第2号及び第4号に掲げる団体に所属する者及び当該団体の指導者の市内における宿泊に要する経費をいう。
- 3 第1項第2号から第4号までの「航空運賃」とは、同項第2号から第4号までに掲げる団体に所属する者及び当該団体の指導者の航空機の利用に要する運賃であつて、富士山静岡空港（静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例（平成20年静岡県条例第22号）に規定する静岡空港をいう。以下同じ。）の利用に係るものをいう。

（補助額）

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ当該各号に定める額とし、その限度額は、1回の合宿（市内に到着した日から出発の日までの期間において実施する合宿をいう。以下同じ。）につき30万円とする。

- (1) 前条第1号、第2号及び第4号の宿泊費 合宿のため市内において宿泊する延べ宿泊人数に1,000円（宿泊に係る費用（飲食に係るものを除く。以下同じ。）の額が1人当たり1泊につき1,000円に満たない場合は、当該宿泊に係る費用の額）を乗じて得た額
- (2) 前条第1項第2号から第4号までの航空運賃 5,000円（往路又は復路のいずれかのみについて富士山静岡空港を利用する場合にあっては、2,500円）

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、あらかじめ、スポーツ・文化合宿補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 合宿計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 合宿参加者名簿（様式第4号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、1回の合宿を翌年度にわたって実施するときは、各年度ごとに行わなければならない。この場合においては、当該合宿を1回の合宿とみなして、前条の規定を適用する。

（交付決定通知書）

第6条 規則第6条の補助金交付決定通知書は、スポーツ・文化合宿補助金交付決定通知書（様式第5号）とする。

（変更の承認）

第7条 補助金の交付の決定を受けた団体が第5条の規定による申請の内容の変更（補助の対象となる経費の額の20パーセント以内の変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、スポーツ・文化合宿補助金交付変更承認申請書（様式第6号）に次に掲げる書類のうち変更後の内容が分かる書類を添えて、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 変更合宿計画書（様式第2号）

(2) 変更収支予算書（様式第3号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書が提出された場合において、その内容を適当と認めるときは、スポーツ・文化合宿補助金交付変更承認書（様式第7号）により、当該申請をした団体に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助金の交付の決定を受けた団体は、合宿を終了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 合宿実績書（様式第2号）

(2) 収支決算書（様式第3号）

(3) 宿泊証明書（様式第9号）

(4) 航空券の写しその他の航空機の利用に要した運賃が分かる書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付確定通知書）

第9条 規則第10条の補助金交付確定通知書は、スポーツ・文化合宿補助金交付確定通知書（様式第10号）とする。

（補助金の請求）

第10条 補助金の交付の確定を受けた団体が補助金を請求しようとするときは、前条の補助金交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

（島田市スポーツ合宿補助金交付要綱の廃止）

2 島田市スポーツ合宿補助金交付要綱（平成18年島田市告示第53号）は、廃止する。

（島田市スポーツ合宿補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置）

3 前項の規定による廃止前の島田市スポーツ合宿補助金交付要綱第6条のスポーツ合宿補助金交付決定通知書により補助金の交付の決定の通知を受けた者については、同要綱第8条から第10条までの規定は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成27年5月1日告示第96号・一部改正）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第4条の規定は、この告示の公示の日以後に受け付けた交付申請に係る

補助金から適用し、同日前に受け付けた交付申請に係る補助金については、なお従前の例による。